

一般社団法人山口県社会福祉士会
山口県障害者権利擁護センター組織及び運営に関する規程

規程第 28 号
2012 年 8 月 19 日制定
2013 年 2 月 13 日改正
2016 年 5 月 7 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山口県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第 4 条第 5 号に規定する事業について、山口県から『障害者権利擁護センター運営事業』の委託を受け、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る目的で運営する組織及び体制に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 この事業の名称を、障害者権利擁護センター運営事業とし、「山口県障害者権利擁護センター」を本会に設置する。

(事業)

第 3 条 山口県障害者権利擁護センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介
- (3) 障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言
関係機関との連絡調整その他援助
- (4) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析、提供
- (5) 関係機関及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

(委託契約)

第 4 条 障害者権利擁護センター運営事業に関しては、委託者である山口県と受託者である本会が契約を締結して実施するものとする。

(事業責任者)

第 5 条 山口県障害者権利擁護センターの事業責任者は、本会の会長とする。

(会計)

第 6 条 山口県障害者権利擁護センターの会計責任者は、本会の事務局長とする。
2 障害者権利擁護センター運営事業に係る委託料の取扱いについて、別に定める。

第 2 章 組 織

(組織)

第 7 条 山口県障害者権利擁護センターに関しては、本会定款第 5 8 条第 1 項及び本会の委員会の設置及び運営に関する規程（以下、「設置運営規程」という。）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、「障害者権利擁護センター運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

(事務局)

第 8 条 山口県障害者権利擁護センターの事務局を、本会事務局内に置く。

- 2 事務局に同規程第3条(1)の事業を推進するために、窓口及び虐待防止担当者を置く。
- 3 虐待防止担当者は、同規程第3条の事業に係る事務を行うとともに、関係機関との連携協力体制の構築・推進を担う。

(開設日及び時間)

第9条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日午前9時00分から午後17時00分までの間、業務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる日は休業日とする。
 - (1) 国民の祝日及び振替休日
 - (2) 年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの各日)

第3章 運営委員会

(運営)

第10条 運営委員会では、同規程第3条の規定に掲げた事業の運営・検討及び管理を行なう。

(委員長)

第11条 委員長は、本会理事の職にある者とし、「運営委員会」を統括する。

- 2 委員長は、本会規程第2号第10条に基づき、運営委員会を開催する。
- 3 委員長は、運営委員会の委員を招集し、原則として2か月に1回運営委員会を開催する。運営については別に定める。

(副委員長)

第12条 運営委員会に副委員長1名以上を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が理事会で選任されるまでの間その職務を代行する。

(運営委員)

第13条 運営委員は、本会会員から運営委員長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 運営委員は別に定める各圏域から選出し、次の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 地域における障害者福祉のエキスパートであること
 - (2) 障害者福祉におけるソーシャルワークの経験が概ね10年以上であること
 - (3) 同規程第3条(2)～(5)の事業を推進できる者

(運営委員の任期)

第14条 運営委員の任期は、2年間とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員の解任・補充)

第15条 運営委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員の3分の2以上の議決に基づき、解任を理事会に求めることができる。この場合、その運営委員に対し、書面又は口頭で議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えきれないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反又は運営委員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 運営委員の補充に関しては、委員長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第4章 連携協力体制

(連携協力体制)

第16条 障害者権利擁護センター運営事業の推進においては、山口県健康福祉部障害者支援課と常に連携し、障害者虐待対応に努める。

2 障害者権利擁護センター運営事業の推進においては、山口県弁護士会の高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会との連携に努め、弁護士及び社会福祉士によるチームで対応する。

(改廃)

第17条 この規程を改廃する時には、本会理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、2012年8月19日から施行する。ただし、同規程第4条に関しては、2012年7月1日付けとする。なお、次期役員選出までの間は、副委員長が委員長の職務を代行する。

2 2013年2月13日改正。

3 2016年5月7日改正。

【圏域及び運営委員】

	圏域	管轄市町
①	下関圏域	下関市
②	萩・長門圏域	萩市、長門市、阿武町
③	宇部圏域	宇部市、山陽小野田市
④	山口圏域	山口市、美祿市、防府市
⑤	周南圏域	周南市、下松市、光市
⑥	柳井圏域	柳井市、平生町、田布施町、周防大島町、上関町
⑦	岩国圏域	岩国市、和木町

